

社会福祉法人等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）の指導監査に関して基本的事項を定め、統一かつ効率的な指導監査を実施し、法人及び施設の適正な運営の確保と経営水準の向上を図ることを目的とする。

(対象法人及び対象施設等)

第2条 この要綱に基づく指導監査（以下「指導監査」という。）は、別表に掲げる法人及び施設を対象として行うものとする。

(所掌等)

第3条 指導監査は、福祉部福祉総務課が所掌する。

2 指導監査の各所管課は、別表に掲げるところによるものとする。

3 指導監査の実施に当たっては、各所管課が相互に連携をとって円滑な実施を図るものとする。

(指導監査の類型)

第4条 指導監査の類型は、「一般監査」と「特別監査」とし、法人と施設の指導監査は十分連携を取りながら行うものとする。

(1) 一般監査

① 法人の指導監査

(a) 法人及び施設の運営について、次の事項を満たす法人を対象に、その業務全般についての一般監査の実施の周期は、3年に1回実地に行うものとする。

ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 法人が経営する施設について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

なお、法人に対する一般監査と施設に対する監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、監査の実施の周期を3年に1回を超えない範囲で設定することができる。

(b) (a)にかかわらず、(a)のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次に掲げる場合に該当する場合にあっては、毎年度法人から提出される報告書類を勘案のうえ、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認められるときは、一般監査の実施の周期を、次に掲げる周期まで延長することができる。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第4

5条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合は、実地による一般監査を5年に1回とすることができるものとする。

イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合は、実地による一般監査を5年に1回とすることができるものとする。

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合は、実地による一般監査を4年に1回とすることができるものとする。

(c) (a)にかかわらず、(a)のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人のうち(b)に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると認められるときは、実地による一般監査の実施の周期を4年に1回まで延長することができるものとする。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること又はISO9001の認証取得施設を有していること。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

(d) 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。

(e) 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

② 施設の指導監査

児童福祉施設は1年に1回、老人福祉施設及び障害者支援施設は3年に1回とする。

なお、老人福祉施設及び障害者支援施設については、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ詳細を確認する必要がある場合又は一般監査において課題等があり継続して確認が必要な場合は、原則によらず必要の都度、実地又は書面（オンライン等の活用）により一般監査を行うこととする。

(2) 特別監査

運営等に重大な問題を有する法人又は施設を対象として、随時実地に行うものとする。
また、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

(指導監査事項等)

第5条 法人及び施設における指導監査事項は、関係法令、通知及び国の指導監査方針に基づいて定めるものとする。

- 2 前年度の指導監査結果における問題点及び施設種別等を勘案のうえ、指導監査事項の中から重点監査項目を設定するものとする。
- 3 指導監査資料の様式は、指導監査事項及び重点監査項目等に基づいて作成するものとする。
- 4 指導監査資料及び関係資料は、別に指定する日までに法人又は施設から提出を求めるものとする。

(実施計画)

第6条 指導監査は、毎年度実施計画を策定し、これに基づいて実施するものとする。

(指導監査班の編成)

第7条 指導監査班は、指導監査の類型、事業の内容等に応じて、2人以上をもって編成し、班長は原則次長以上の職にある者をもって充てるものとする。

- 2 不適切な施設運営等、問題を有する法人及び施設の指導監査の班編成に当たっては、課長以上の職にある者を班長に充てるなど必要な配慮を行うものとする。

(指導監査の実施)

第8条 指導監査の実施に当たっては、原則として指導監査実施日の2週間前までに文書により法人又は施設に通知するものとする。ただし、緊急時等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 2 指導監査の実施に当たっては、法人又は施設の運営状況等をあらかじめ把握するため、次に掲げる資料の活用等により分析、検討を行うものとする。

- (1) 法人又は施設の指導監査結果及び改善措置状況
- (2) 計算書類等及び財産目録等
- (3) 毎年度法人から提出される報告書類
- (4) 法人又は施設に提出を求めた指導監査資料及び関係資料
- (5) その他参考事項

- 3 指導監査の実施に当たっては、指導監査における責任の明確化と実効を期するため、法人の役員又は施設の代表者の立会いを求めるものとする。

- 4 指導監査終了後、原則として班長は法人の役員又は施設の代表者及び関係職員に対して講評を行い、併せて意見、要望等を聴取するものとする。

(指導監査後の措置)

第9条 指導監査職員は、指導監査実施後原則として2週間以内に指摘事項及び問題点の概要を報告するものとする。

- 2 指摘事項については、別に定める「指摘事項に関する判定基準」によるものとする。
- 3 指導監査の結果は、原則として指導監査後 1 か月以内に法人又は施設に通知するものとする。
- 4 改善を要する事項がある場合は、改善方策を具体的に示して指導するものとする。その場合、法人又は施設の改善措置について、期限（1 か月以内）を付して報告させるものとする。
- 5 法人又は施設から報告された改善措置について必要がある場合は、事後指導を行うものとする。

（指導監査結果の集約）

第10条 指導監査結果については、毎年度集約を行い、今後の指導監査に資するものとする。

（その他）

第11条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、1998年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、1999年 6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、2002年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、2004年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年（平成19年）5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年）8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）5月10日から施行する。

附 則
この要綱は、２０２０年（令和２年）４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、２０２２年（令和４年）４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、２０２３年（令和５年）４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、２０２５年（令和７年）４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、２０２６年（令和８年）４月１日から施行する。

別表

指 導 監 査 対 象			所 管 課	根 拠 規 程
社会福祉法人			福 祉 総 務 課	社会福祉法第56条第1項
社会福祉施設	老人福祉施設	特別養護老人ホーム	介 護 保 険 課	老人福祉法第18条第2項
		養護老人ホーム	介 護 保 険 課	老人福祉法第18条第2項
		軽費老人ホーム	介 護 保 険 課	社会福祉法第70条
	障害福祉施設	障害者支援施設	障がい福祉課	社会福祉法第70条
	児童福祉施設	保育所	保 育 指 導 課	児童福祉法第46条第1項
		幼保連携型 認定こども園	保 育 指 導 課	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条
		保育所型認定こども園	保 育 指 導 課	児童福祉法第46条第1項
		児童家庭支援センター	保 育 指 導 課	児童福祉法第46条第1項